



くらしの相談所

【問合せ先】
市民生活課市民相談センター・
消費生活センター（☎28-9110）

「お試し」のつもりが「定期購入」に!

インターネット通販などの通信販売には、クーリングオフ制度がありません。化粧品、健康食品などを通信販売で購入するときは、契約内容や解約条件をしっかりと確認しましょう。



【事例】

- ▼初回のお試し価格が安価だったので申し込み、後日解約しようとしたが、定期購入のため解約できなかった
- ▼定期購入した商品の解約を申し出たが、次回分の解約申請期間を過ぎていて、すぐにはできなかった

【対策】

- ▼「初回●円」「お試し価格」など表示されている場合は、注文前に解約や返品の条件をよく確認しましょう
- ▼注文時の契約内容（最終確認画面）や事業者との連絡の履歴などは保存しておきましょう

「9月は高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン期間です」

県と県内の各消費生活センターでは、高齢者悪質商法被害防止キャンペーンを実施します。高齢者を狙った悪質商法の被害を防ぎましょう。



【市民生活相談・消費生活相談】

市民生活相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと・困りごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。
開設時間＝祝日・年末年始を除く、月～金曜日の午前9時～午後4時（時間に余裕を持ってご相談ください）

【司法書士による無料消費生活相談】 **要予約**

とき＝9月5日☎13:30～16:30
ところ＝消費生活センター（ヨリネスしばた1階）
予約先＝消費生活センター（☎28-9110）